

令和 7 年

5 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和7年5月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年5月14日（水） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（25名）

1 番	莊司太一郎	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員
7 番	吉高祐二郎	委員	8 番	五十嵐弘樹	委員
			9 番	佐藤 秀之	委員
			12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員
19 番	佐藤 利篤	委員	20 番	阿部 香美	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木治人	委員
25 番	川村 恵実	委員	26 番	齋藤 均	委員
28 番	田村 晴久	委員	27 番	佐藤 耕造	委員

4 欠席委員（4名）

2 番	後藤 保喜	委員	6 番	佐藤 良	委員	10 番	飯塚 将人	委員
11 番	佐藤 晴子	委員						

5 事務局職員出席者

事務局長	玉澤千秋	事務局次長	遠田 博	主査	安倍 誠
農地係長	齋藤敏夫	主事	宇野銀哉	専門員	佐藤久志
調整主任	小松文緒	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 解約について
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第24号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第25号	令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○玉澤事務局長

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年5月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会に当たり、齋藤会長が一言申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○玉澤事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、2番、後藤保喜委員、6番、佐藤良委員、10番、飯塚将人委員、11番、佐藤晴子委員の4名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、14番、樋口準二委員、15番、佐々木浩希委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について19件、2番、農地法第4条の届出書の受理について1件、3番、農地の現況等に係る照会に対する回答について2件、4番、解約1件、5番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について11件、以上34件について農地係長が報告いたします。

○齋藤農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第23号 農地法第3条の規定による許可申請については、10件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤農地係長

農地法第3条の規定による許可申請について19ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

初めに、酒田26番、所有権移転、手蔵田の田3筆、東泉町四丁目、〇〇、相続財産精算人、弁護士、〇〇から、こあら一丁目、〇〇、申請事由はその他。

こちらのほう、別紙資料1ページのほうをご覧ください。

酒田26番、10アール当たりの単価が3万円、合計金額が21万8,300円となっております。こちらの〇〇氏は単身で施設において亡くなられた方であり、そちらの財産管理精算人である弁護士のほうが、今度、こあら一丁目の〇〇さんのほうに売買のほうを行うものです。〇〇さんのほうは、今後、〇〇の貸付けの予定と伺っております。

続きまして、酒田27番、使用貸借で横代の田3筆、横代の〇〇さんから横代の〇〇さんへ、こちらは、その他年金を伴わない経営移譲となりまして、親子間での10年の貸し借りとなります。

続きまして、酒田28番、29番、関連です。同じ受け人となります。

酒田28番、所有権移転、浜中字新林の畑1筆、三川町の〇〇さんから広岡新田の〇〇さんへ、申請事由、相手方の要望。

別紙1ページをご覧ください。

酒田28番、10アール当たりの単価が17万3,900円、合計金額13万7,200円です。

酒田29番、所有権移転、浜中字新林、畑1筆、三川町の〇〇さんから広岡新田の〇〇さんへ、相手方の要望。

こちらも別紙1ページをご覧ください。

酒田29番、10アール当たりの単価が25万円となっております。合計金額が7万6,500円となっております。

続きまして、酒田30番、31番、32番、こちら関連となり、同じ受け人となります。

酒田30番、所有権移転、浜中字三間山、畑2筆、浜中の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、相手方の要望。

こちら、別紙のほうをご覧ください。

酒田30番、10アール当たりの単価は19万200円、合計金額が282万7,100円となります。

酒田31番、所有権移転、浜中字八間山、畑1筆、黒森の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、相手方の要望。

酒田31番をご覧ください。10アール当たりの単価が20万円、合計金額が33万2,400円となります。

続きまして、酒田32番、所有権移転、浜中字八間山、畑1筆、黒森の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、相手方の要望。

別紙をご覧ください。

10アール当たりの単価が20万円、合計金額が28万6,200円となります。

続いて、八幡地区をお願いします。

○佐藤専門員

それでは、八幡地区1件になります。

八幡7番、賃貸借の設定の案件になります。定禅寺の田んぼ1筆、5,509平米、北千日町の〇〇さんから市条の〇〇、1件になります。申請事由は相手方の要望、10アール当たり8,000円の賃借料となっております。期間につきましては本日の翌日、5月15日から来年の令和8年3月31日までの1年以内、その後、8年以降につきましては、中間管理事業を利用して行いたいという意向を聞いております。

八幡地区、以上になります。

○小松調整主任

松山は1件となります。

松山11番、山寺字小島の1筆、庄内町の〇〇さんから〇〇さんへ、相手方の要望での売買でございまして、別紙資料にもございますが、10アール当たりの単価が40万円となります。

以上です。

○出嶋専門員

おはようございます。

続きまして平田でございます。

ページ数でいきますと、次のページ、22ページ目になります。

平田5番です。平田北俣の土地9筆、〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転、売買でございます。別紙資料1ページ目、ご覧いただければと思います。

総額60万円での売買になりまして、10アール当たりに直しますと10万1,500円ということになります。

別紙資料2ページ目から5ページ目まで就農エントリーシートをつけておりますので、ご参照いただければと思うのですが、今回受けられました〇〇さんですが、今年度から平田のほうに〇〇として赴任された方でして、この仕事と農業のほうを一緒にしたいということで、以前、熊本のほうで無農薬栽培を行った経験のある関係上、こちらのほうでもやってみたいということでございました。指導者としましては、この渡し人の〇〇さんのほうから指示してやられるということでございます。

平田のほう、以上でございまして、3条のほうも以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

5月8日に第1班による農地調査委員会を行っております。第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、酒田30、31、32番は新規に設立された法人でもあり、急な拡張を進めていることなどを踏まえ、地元農業委員からの意見を求めることも必要との意見がありました。それ以外については許可することに特に問題はないと意見のあったことを報告いたします。

以上です。

○齋藤 均 議長

総会議案の酒田30、酒田31、酒田32番の案件について、地元農業委員の意見を求めたいというような農地調査会での協議内容でした。

質疑に入る前でございますが、3条許可申請の案件ですので現地調査の結果を確認いたします。先ほど農地調査委員長より地元農業委員の意見を求めたいとの意見がございました。何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いします。

では、17番、高橋公基委員よりお願いします。

○17番 高橋公基委員

17番、高橋です。

酒田30番から32番について、地元農業委員として意見を申し上げます。

〇〇さんは新規法人ということで、まだ従業員がそれほど確保されていないのではないかと不安があります。作付を完了している農地もあるようですが、これから農地の管理もしっかり行う必要があります。今回の議案でも農地の購入を進めているようですが、農地をしっかり耕作し管理していけるように十分な体制で挑んでいただきたいと思います。よろしくご審議お願いいたします。

○齋藤 均 議長

ありがとうございます。

続いて、18番、三浦ひとみ委員よりお願いいたします。

○18番 三浦ひとみ委員

18番、三浦です。

酒田30番から32番について、地元農業委員として意見を申し上げます。

地元の刈屋でも代表の方を中心に営農を行っています、作業を進めるのに大分苦勞されているような印象を受けます。今後、農地を拡大した場合、対応できるような人員の体制を整える必要があると思います。管理も十分行き届くよう営農計画をしっかりと進めていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○齋藤 均 議長

ありがとうございます。

そのほか、何か3条案件に対してございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

7番、吉高祐二郎委員、20番、阿部香美委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

7番、吉高祐二郎委員、20番、阿部香美委員に退席を求め、暫時休憩します。

午前 9時53分 休憩

午前 9時54分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

質疑に入ります。

7番、吉高祐二郎委員に関する議案書21ページ、八幡7番、20番、阿部香美委員に関連する議案書20ページ、酒田28番、29番の議事参与制限の案件について、ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

酒田28番、29番、八幡7番の議事参与の制限の案件について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、酒田28番、29番、八幡7番の議事参与の制限の案件については、許可決定といたします。

ここで、7番、吉高祐二郎委員、20番、阿部香美委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前 9時55分 休憩

午前 9時56分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第23号、これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与制限以外の議案について、許可決定といたします。

以上により、議第23号については全て許可決定となりました。

続きまして、議第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第24号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきましてご説明いたします。

○齋藤農地係長

酒田12番です。荻島字腰廻の田1筆、1,920平米、下安町の〇〇さんから荻島の〇〇さんへ所有権移転です。転用理由が資材置場敷地、農地区分は第1種農地、許可基準は業務上必要な施設で、集落に接続し許可可能と判断しております。

別紙1ページをご覧ください。

酒田12番、こちらでございますが、10アール当たりの単価が26万円となります。合計金額が、こちら50万円となっております。

別紙資料6ページからの資料をご覧ください。

上が位置図となります。下が案内図となり、場所が平田小学校から西に約400メートルほどの場所で、〇〇さんの既存敷地の北側になります。

7ページの字限図と配置図をご覧ください。

赤い線部分が申請地で敷地内の資材等の配置となっております。昨年12月総会にて市長より、農業委員会に対して農振除外に關しての意見が求められたことから、議57号にて承認をいただいた案

件となります。今回は転用の案件となります。

11ページ目は始末書となりまして、地権者、申出者が県の指導を仰ぎながら作成されたものが提出されております。

8ページから10ページが現況写真となっております。8ページが南西側から、9ページが北側、10ページが南東側から撮影したものになります。立地としても既存施設の隣にあり、業務上も必要な施設と伺っております。

説明は以上となります。

続きまして、酒田13番です。浜中字新林の畑10筆と山林の1筆でございますが、山林は現況畑の合計11筆、登記簿面積1万703平米、実測で9,940平米、浜中の〇〇さん他3名から、〇〇さんへの賃貸借となります。採取量は7,558立米、最大掘削深は1メートルです。今回の申請箇所は新規の案件として申請があったものです。

別紙資料の12ページの図面をご覧ください。

位置図と案内図がございます。場所は袖浦地区の浜中字新林、浜中集落の北東部の畑地帯になります。赤線にて囲まれた箇所が今回の申請地でございます。

13ページの字限図をご覧ください。

こちらの箇所は今回が初めてとなり、搬出路につきましては、南東側から農道を通り市道に出る計画となっております。

14ページから16ページが現況写真となります。

14ページは、搬出路入口から奥の採取地を撮影したものです。

15ページが、採取地を東側から撮影したもので、手前の農道は5メートルより先が採取箇所となります。

16ページが、西側から採取地を撮影したものです。また、当該農地は高低差があるため、地権者より作業完了後にならしてほしいとの要望があり、スプリンクラーの施設の復旧も含めて事業者側で対応予定と伺っております。

17ページから20ページは、優良農地造成後の耕作確認書となります。栽培作物はメロンとなっております。

説明は以上でございます。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

○26番 齋藤均委員

酒田12番の現地調査の結果につきましては私のほうから報告いたします。

26番、齋藤均です。

この農地ですけれども、以前、仙台の方が大豆とかハウスでいろいろ農業をされていて造園業もやっていて、造園業もちょうど道路の辺りに庭石とかいろんな砂とかを積んでいたものですので、農地パトロールのたびにチェックは入れていました。その後、亡くなられて、農振除外あるいは転用等ができない箇所ではなかったの、そちらの方向でお話はしていました。亡くなってから今の代になってしばらく相続手続きが滞ってしまい、なかなか進まない状況になり、私たちの地元の委員の指導不足もあって、十分な対応ができなかったことは非常に反省しております。

このような経緯で、12月に農振除外の手続きと進めました。今回このような事情ですので、よろしくご審議のほど、よろしくお願いしたいと思います。

○齋藤 均 議長

続いて、酒田13番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第24号については許可決定といたします。

続きまして、議第25号 令和6年度農業委員会最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第25号 令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価については、令和4年2月の制度改正によって、農業委員会の活動内容と農地利用最適化推進委員の個人活動について点検・評価を行うこととなったことから、その点検・評価内容を総会で決定していただくため、お諮りするものです。

このたびの議決後は、県などへその内容を通知するとともにホームページでの公表を行います。

なお、添付資料のほうには、さきにご提出いただきました委員個人別の活動点検表を添付しております。総会での意見を個人別に付す必要がありますので、氏名などは削除し順不同にしております。総会資料と併せてご参照いただき、それぞれの意見の決定をお願いいたします。

それでは、資料の詳細を担当よりご説明いたします。

○遠田次長

おはようございます。

私のほうから議第25号に関する最適化に関する議案1例についてご説明を申し上げます。

タブレットのほうは25ページ以降になります。

最適化活動に係る昨年度の点検・評価ということで、3種類ほどの書式を整えて県のほうに提出をすることになっております。それから、併せて後で別紙資料でご説明いたしますが、皆様個人の活動状況についてということで、こちらについては、また改めてご説明をいたします。

まず、25ページをお開きください。

何に対して点検・評価をするのかというと、結局、三本柱ですね。集積・集約、遊休農地、新規就農にどれぐらい委員さんが関わって頑張ってくれたのかということ、いろんな書式でもって国・県に示して、これだけ頑張っていますよということでお出しをするわけでございます。

1番目の最適化成果目標は農地の集積ですけれども80.8%です。

実績としましては、2月、3月の7年度の目標設定の際にもお知らせしましたが、残念ながら若干集積率下がりがまして80.2%となりましたよというところをこの表では表してございます。

右のほうに行くと遊休農地の解消ということで、新規発生等は6年度はなかったということでございます。

あと、新規参入の促進の目標に関しては、こちら便宜的に中間管理事業に新たな出し手登録者がどのくらいいたのかということを実績としてカウントしております。

2番目の最適化活動の目標というところでは、農業委員さんが29名いらっしゃって、推進員はゼロ

人で頑張っていますと。日数としましては、月10日の目標に対して、皆さんからお出しいただきました個票を確認して平均しましたところ、13.3日頑張っていたいておりました。ありがとうございました。

活動強化月間については、これ後ほどのシートでもお出ししますが、3回の目標のところを4回も行っておりますし、新規参入相談会についても、先般、土田代理からご紹介のあった会員勉強会というものを非常に新規就農の捉え方として、促進の役に立つものに参加をいただいたということでカウントしておるところでございます。その結果、農業委員さん全体として国の基準といたしましては目標に対して期待を上回る結果が得られたというところで、全体をつくらせていただいております。表ごとの該当する推進員の人数としましては、一番高く大幅に上回る結果が得られたというところで、お知らせ申し上げます。

以上のような令和6年度の状況報告を一つのペーパーにまとめたのが、この様式第4でございます。

続きまして、26ページお開きください。

これは3月総会で皆さんにもご審議をいただきました7年度の設定に対して6年度どうだったかということの講評のシートで、これ、よく以前から皆さんもご記憶にあるシートかと思います。

26ページ目は、農業委員会の状況でありますとか酒田市の農業者数、認定農業者数、農地面積数について記載をしております。

27ページ以降、最適化活動が実際どうだったのかということで、集積率が80.8だったところが、6年度末では2月になりますが、80.9で何とか押し上げたいなと思っていたところが、結果80.2%でございました。

その下の農業委員会の点検結果でございますが、この集積率そのものは、農政課の担い手支援係が作成する担い手実態調査という、国のほうに出す数字をそのままらってきておるものでございます。成果の評価コメント等をお聞きをしまして、こちらとしての捉え方としましては、書いてあるとおりです。1ぼつ目になりますけれども、担い手実態調査による集積率というのは微減になっておりますが、従来からの担い手の高齢化等で認定農業者数も減少しているというのが実態だということで、その担い手の結果として担い手という方々が少なくなってしまった分、率は下がっておりますが、結果として率は減ったものの、中間管理事業の各地域でのマッチングによって、いわゆる認定農業者ですとか、将来を嘱望されている農業者、あとは現実的にできる方々に、皆様のご尽力のおかげでマッチングをして、これだけの農地を動かすことができているというふうに私たちは見えています。それ以降、2ぼつ目、3ぼつ目は従来どおりのコメントでございます。

遊休農地の解消については、これも3月総会でお知らせしておりますとおり、26.9ヘクタールでございました。あと空き区分の解消は5.8ヘクタールでございますけれども、この辺についても多面的な活用でしたり基盤整備の導入などで地域で検討してもらって進めていくしかなかなかろうというところでございます。

あとは実績としましては、今年度の農業区分の遊休農地の解消実績としては1.8ヘクタール、目標に対する達成状況は39.1%で、空き区分の遊休農地の解消に向けた行程表の策定を事務局でしておるところでございます。

その他、新規発生は6年度はなかったと聞いております。

その他としましては、利用状況調査、真夏の暑い中に皆様からご苦労いただきましてありがとうございましたという実績でございます。

あとは新規参入になります。（3）です。3、4、5と農業委員会上で新規の農地を求めた経営体とその面積を書いてございます。目標としましては23.7ヘクタール、何とか取り付けたいなと、同意を得た上で取り付けたいなというようなところを掲げております。これはそういうふうに出すようにという国の計算の方法がある中での表記でございます。

続きまして、29ページでございまして、その27.3ヘクタール、何とか同意を取り付けたいなというのに対して、実績としては435ヘクタールの同意を取り付けているという理解でございます。これは実質的に何を拾っているかということ、中間管理事業に出している新規の貸し手申入れをそういうふうにつまえて掲載をさせていただいておるところでございます。

あと、その他につきましては例年同様の書きぶりでございますが、最適化活動の目標、中ほど、大きい2番ですね、目標は月10日を皆さん達成しておりますし、活動強化月間の設定についても、3回のところを実績としては4回やりました。②のところですね。このような形で皆さんから大変なご苦労、汗をかいていただきましたというところを、ぜひ公表したいなと考えておるところでございます。

います。

新規参入相談会についても、当初は目標としては休暇での何かがあればというところでしたけれども、先ほどお話したとおり土田代理からもご案内があった会員勉強会というところが、もし参入への相談会というか、そういう存在として捉まえまして、記載をして実績として掲載をさせてございます。

ということで目標達成の状況でございますが、大幅に上回る結果が得られたということで、先ほどの様式、少しずれがあるんで、その辺についてはそろえて県のほうに出したいと思っております。点検・評価結果としましては、29人の皆さん、委員全員が大幅に上回る結果が見られたというふうなことで、ぜひお出しをさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、31ページですけれども、事務の実施状況です。

総会の開催回数でありましたり、3条の許可件数、転用の許可件数、違反転用への対応の状況とか書いてあるところがございます。

続きまして最後になります。

これも1ページになります。総会回数は13回、先ほどの様式をただ一つの形にはめただけです。3条の許可件数であったり、転用の許可件数であったり、違反転用の対応であったり、というのを一覧にまとめたものでございまして、最適化の点検・評価ということで、これでよろしいかというところの話でございます。

別紙資料のほうにお移りください。

議案の別紙資料、いろいろ価格表が書いてある資料が50ページになっておるところでございますが、21ページ以降までスクロールをお願いいたします。

21ページ以降が、皆様方個人のいわゆる最適化状況についての状況載せているものでございます。農業委員さんのお名前とか地域とか議席番号については削除の上、順不同で掲載をしております。一人一人ご説明をする予定はございません。皆さんから書いていただいた自己点検・評価を中に入れ込みながら、それぞれの目標の達成状況を踏まえまして、一番左下、ちょっとコピーが荒くて恐縮ですけれども、全体としての標語は、皆さん全員が目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られたよというようなことを入れております。農地の集積面積とか新規集積面積については、各皆さんの地区面積はちゃんとエクセルがマクロで運んでくれておりますので、お一人お一人の数値については、きちんとしたものが反映されておって、その結果、評価としては目標を大幅に上回るというふうなものになってございますので、後ほどご覧いただければと思っております。

25号の資料説明については以上です。よろしくをお願いいたします。

○齋藤 均 議長

ここで2分程度の時間を取りますので、資料の確認をお願いします。

(2分間黙読)

○齋藤 均 議長

ただいま、令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価及び推進員等の最適化活動の点検・評価について資料をご確認いただきましたが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

では9番佐藤秀之委員をお願いします。

○9番 佐藤秀之委員

9番、佐藤です。

26ページの2の農家・農地等の概要のところの下のところ、耕地面積が1万100、畑が1,660となっていて合計が1万1,700となっています。100までの単位で記載しているのでしょうか。

○齋藤 均 議長

事務局、説明をお願いします。

○遠田次長

ただいまの佐藤秀之委員のご質問についてお答えいたします。

耕地面積につきましては、下のアスタリスクについていますとおり、直近の耕地及び作付面積統計

に基づいて記載をさせていただいているところでございます。毎年2月に農林水産省が全国の市町村の耕地面積を公表しているものです。それにそのまま記載をしております、数年前も同様に10ヘクタールくらいずれるような耕地面積の出し方が、全国的にも同様に取り扱われているようでした。私もこの原因について、農水省に問合せ等まではいたしておりませんが、従来よりこのような形で農水省が公表しているということでご理解をいただければありがたいなと思っています。

○齋藤 均 議長
佐藤委員、よろしいでしょうか。

○9番 佐藤秀之委員
はい。

○齋藤 均 議長
ほかに何かございませんでしょうか。
12番兼山委員お願いします。

○12番 兼山宏勝委員
すみません、31ページの違反転用への対応ということで、年度末時点での違反転用面積が0.07ヘクタールになっておりますが、例えば今日の議案でもありました〇〇さんの転用、始末書をもらっている案件とかありますけれども、農振除外すれば違反転用にカウントされないということなのでしょうか。

○齋藤 均 議長
説明をお願いします。

○遠田次長
こちらは6年度の状況でございます。違反転用、実際としては、その転用申請があったときに始末書等で処理をし、無事、転用許可をして転用行為がなされれば、それは無断転用とか違反転用というふうなカウントには、これには入らない状況です。
参考までに申し上げますと、この0.07というのは従来からの〇〇地区の件ですね、たしか中古車が展示されていたところの一角だったかと思います。上物が撤去されたということで担当には聞いておりますけれども、状況としてはまだ原状回復には至っていないというようなことで、この面積は昨年もこれ0.07というのが上がっていて、今年も同様に、これを上げざるを得ない数字だなというふうに考えて記載されているものであり、そういう解釈でございます。
以上です。

○齋藤 均 議長
兼山委員、よろしいでしょうか。

○12番 兼山宏勝委員
はい。

○齋藤 均 議長
ほかに何かございませんでしょうか。

○齋藤 均 議長
暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩
午前10時27分 再開

○齋藤 均 議長

再開いたします。

何かほかにご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

特にないようですので、令和6年度農地利用最適化推進委員等の点検・評価についての農業委員会の意見を決定いたします。

農業委員会の活動内容については原案どおり決定し、委員29名の最適化活動に対しての意見としては、事務局からの説明があった内容の理由も付して、活動状況に問題なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、農業委員会の活動内容については原案のとおり決定し、委員29名の最適化活動に対しての意見としては、理由を付して活動状況に問題なしとすることといたします。

以上をもちまして、令和7年5月定例総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時30分 閉会

酒田市農業委員会規程第 22 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 5 月 14 日

酒田市農業委員会

議 長
(会 長)

会長職務代理者

農地調査委員長

農 業 委 員

農 業 委 員
